

第1回 自治基本条例検討市民委員会 会議概要

日 時：平成18年10月30日(月)

午前10時～11時45分

場 所：本館6階 講堂

出席者： 【委員】50音順

	五十嵐 寛	公募委員
	五十嵐 由利子	新潟大学副学長(教育人間科学部教授)
	岩橋 茂夫	公募委員
	上杉 国武	公募委員
副会長	風間 淳一	5区自治協議会準備会会長
	河村 勲	公募委員
	熊谷 建一	政策投資銀行新潟支店長
	香田 和夫	公募委員
	鷹澤 信子	1区自治協議会準備会委員
	竹内 一義	4区自治協議会準備会副会長
	武内 裕子	公募委員
	中原 八ルミ	2区自治協議会準備会委員
	早山 康弘	社団法人 新潟青年会議所監事
会長	原 敏明	新潟総合学園 事業創造大学院大学研究科長
	樋口 玲子	公募委員
	平原 實	6区自治協議会準備会副会長
	藤田 正	公募委員
	松下 久美子	公募委員
	山際 幸子	7区自治協議会準備会委員

【事務局】

	西 和男	政策推進室長
	中澤 晃一	政策推進担当課長
	丸山 賢一	行政経営課法務担当課長
	寺田 稔	政策推進員
	井崎 規之	政策推進員 ほか

1 次 第

(1) 開 会

(2) 委嘱状交付

(3) 市長あいさつ

(4) 委員紹介

(5) 会長及び副会長の選出

(6) 議 事

- ・ 自治基本条例制定への取り組みについて
- ・ 当市民委員会の役割及び今後のスケジュールについて
- ・ その他

(7) 閉 会

2 市長挨拶

ただいま委嘱状を交付させていただきました。委員の皆様には、これから3月末までの期間、大変な役割をお願いさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

自治基本条例は、本市における自治の基本理念や原則を示すととともに、市民、議会、行政の役割や責務等を明らかにし、市政運営のルールを定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的としたものです。

市では17年度から庁内検討を開始し、本年9月末に条例素案の原案を策定したところであり、来年度中に制定の流れで検討を進めています。

市民委員会の皆様には、地域自治委員会や公募市民からなる市民検討会から助言をいただきながら策定した原案という土台の上に、素案を築いていただきたいと思います。

私自身も、いわゆる自治基本条例を全国で初めて制定した当時の二セコ町長の逢坂氏にもその意義についてお話を伺っており、皆様のご意見を踏まえながら本条例をより良い形に仕上げたいと考えております。

本条例には議会の責務を定める規定もございますので、既に議会側からも本条例についてご検討いただいております。議会、市ともに制定に向けてそれぞれの役割をしっかりと果たしていきたいと思っています。

そして、本条例について市民の皆様からまず関心を持っていただき、市民フォーラムの開催や区自治協議会にご意見を伺うなど多様な形で、条例の趣旨を広くご理解いただき、分権型政令市を築き上げたいと考えております。

市民委員会の皆様には、原案を市民の皆様が理解し、共有できるものに高めていただき、来年3月まで条例素案として策定していただきたいと思います。大変なご苦勞をお掛けいたしますが、是非、積極的なご議論・ご検討をお願いいたします。

3 議 事

(1) 会長等の選出について

本委員会設置要綱に基づき、会長に「事業創造大学院大学研究科長 原敏明氏」を、副会長に「5区自治協議会準備会会長 風間淳一氏」をそれぞれ委員互選により選出いたしました。

(2) 自治基本条例制定への取り組みについて

寺田政策推進員

～ 資料3に基づき説明 ～

原会長

それでは、今ほどの事務局の説明に対し、何かご意見ご質問はありませんか。

樋口委員

本委員会名簿にあるオブザーバーとは何か。またその役割は何か。

寺田政策推進員

原案の策定にあたっては、市政創造推進戦略本部の外部委員会である地域自治委員会よりご審議いただいた。本委員会のオブザーバーには、その会長である元豊栄市長の小川さんと副会長である公募委員の塩田さんからご参画いただき、原案について説明や検討の経緯並びに検討における観点をご説明いただきたいと考えている。

全回出席するというわけではなく、出席の有無については小川会長の判断にお任せしているところである。

オブザーバーは必要に応じて意見を述べるが、本委員会の議決といったものには関与しないこととしている。

松下委員

今ほどの説明の中で用いられた「市民力の向上」とはどういう意味か。また、今までの市民力はどのようなものを考えているか。

寺田政策推進員

本条例の基本理念に関わることであるが、住民自治を補完性の原理を通して考え、市民主体の市政の確立を目指していく。このためには補完性の原理を市民が理解しなければならない。

例えば、公募委員という制度があるが、それを募ったときに市民の方がそれに応えてくれるのか。現状はなかなか難しい。そのためには、市民が市政に参画・協働する仕組みを本条例において定め、その基盤である「市民力」を高めていくことが必要であると考えている。

原会長

「市民力」と言ったときに、指標として計数的にはかれるものはあるか。例えば公募委員数がそれにあたるのだろうか。本条例制定の成果を把握するために、施行前と比べ5年後などに評価することが必要となるかもしれない。

寺田政策推進員

市民力の向上について、本条例の検討の中では、一般的な概念や包括的な考え方を想定している。本条例制定による効果は、個別の施策で体現していくことになるだろう。例えば、公募委員については、「行革プラン2005」において目標を定め実施しているところである。

原会長

例えば、「市民力向上」といったときに市民は自己の経済力の向上をイメージするかもしれない。市が思う言葉と市民が捉える言葉の意義が異なることもあるだろう。用語の定義をしっかりと確認しながら検討を進めていくことが必要であろう。

熊谷委員

地域自治委員会や市民委検討会など、たくさんの外部や市民の意見を頂いて原案は出来上がったものだと思う。こうした中で、本委員会の位置づけやその役割について説明願いたい。

原会長

加えて、本委員会において素案を策定後の本条例の進め方についても説明願う。

西政策推進室長

市としては、市民の方から広く本条例を共有していくことが重要であり必要であると考えている。こうした意味においては、時間が許す限り検討を行うことが必要であると思う。地域自治委員会などからご助言をいただき、原案として土台を作っていただいた。

事務局としては、原案を基により広い観点で本委員会からご検討頂きたいと考えている。また、多くの市民の方から共有してもらうためには、どうすれば良いかといったところについてもご意見を頂ければと思う。

冒頭、市長も申し上げたように、本条例は平成19年度中の施行を目指しておりますので、本委員会からは3月末を目途に素案をまとめて頂き、その後、来年4月に設置される予定である区自治協議会の意見を頂くなどした上で、来年度中の施行を目指していきたいと考えている。時期としては、上半期、条例であるから6月、9月といった議会の日程も見据えながら進めていくことになろうかと思う。

上杉委員

原案を策定いただいた地域自治委員会での議事録といったものをいただきたい。

西政策推進室長

原案における各項目について、地域自治委員会でどのような検討を行ったか論点ができるような資料を次回までにお出ししたいと思う。

早山委員

本委員会の検討スケジュールとは別に、議会や本条例に関係する各種審議会等との関係を踏まえた工程表をお示しいただきたい。また、地域自治委員会と市民検討会の兼務はあるのか確認したい。

西政策推進室長

スケジュールについては、この後詳細にご説明させていただきたいと思う。

なお、本委員会へ地域自治委員会からの兼務はない。ただし、市民検討会にご参加いただいた皆様から、公募委員として本委員会へご参画いただいている例はある。

中原委員

私は2区の自治協議会準備会の代表として本委員会へ参画している。本条例の趣旨を伝え広く意見を募るということであれば、2区では明日に会議を予定していることから、区自治協議会準備会からの意見を集約することが必要か。

西政策推進室長

現在、私どもから順次、各区の自治協議会準備会の会議へ出席させていただき、本条例に関する説明を行っている。2区についても明日お伺いする予定である。

五十嵐寛委員

本委員会の基本的なスタンスとして、原案を尊重しながら議論を深めていくのか、それとも原案と並行して新たな素案を作るのか。

西政策推進室長

原案を基にご審議いただくことを考えているが、本委員会の設置趣旨でもある、皆様より広くご意見を頂くことが目的であるので、絶対にこの枠の中で議論をお願いするというものではない

松下委員

現在、市には数多くの委員会など審議会というものが置かれているが、この審議会というものの実効性に疑問を感じる。議決の立場から市議会がトップということであれば、先の区名問題のように、審議会で決定したことが議会において変わってしまう例もある。審議会において時間を尽くして検討を行っても無駄になってしまう可能性がある。審議会での決定は尊重されているのか。言葉が悪いかもしれないが、審議会が形骸化してしまっているのではないか。

西政策推進室長

所管が異なるため、他の審議会の事例については控えさせていただくが、意義として、本条例は市民の皆様が主体的に策定するものであると考えている。条例を施行するためには議会の議決が必要であり、本条例については早めに議会側とも相談させていただいている。

これは、全ての審議会においていえることでもあるが、市としては、皆様のご意見やご努力を無駄にするのではなく、条例案などへ最大限反映させられるよう努力している。

藤田委員

本条例については、議会の審議において内容が変更された他都市の例を聞いている。議会側と、年度末頃もしくは中間など早い段階で本委員会と意見交換ができるよう求めたい。

西政策推進室長

この場で即答はできないが、ご意見は承った。

原会長

本委員会において素案が策定され、その後多様な観点を踏まえて議会へ上程されることとなるが、議決前に本委員会側にも条例案をいただきたいと思う。

河村委員

本条例の検討の進め方についてであるが、本委員会の設置などは事務局として当初から予定していたものなのか。急遽、市の方針が変わったように感じられる。

西政策推進室長

繰り返しとなるかもしれないが、検討を進める中で、更に幅広いご意見を頂きたいという考えから本委員会を設置させていただいたものである。

原会長

事務局からこれまでご尽力いただいた委員等へのご配慮をよろしく願いたい。

(3) 市民委員会の役割及び今後のスケジュールについて

原会長

それでは、これまでの質疑の中にもありました本委員会の役割及び今後のスケジュールについて事務局より説明願いたい。

中澤政策推進担当課長

～ 資料4に基づき説明 ～

原会長

事務局の説明に対し各委員からご意見ご質問をいただきたい。

藤田委員

論点整理を資料として頂くことはありがたいが、本委員会から提案する新たな論点も切

り捨てないよう審議をお願いしたい。

原会長

そのように進めていく予定である。

(4) その他

次回以降の会議の日程調整について

次回会議は 原案策定をご審議いただきました地域自治委員会会長よりご出席いただき、
原案についてご説明いただくことを11月17日(金)に予定しています。

以上

4 会議資料

資料1 自治基本条例検討市民委員会設置要綱

資料2 自治基本条例検討市民委員会の傍聴に関する要領

資料3 自治基本条例制定への取り組み

資料4 自治基本条例検討市民委員会の役割及び今後のスケジュールについて

資料5 (仮称)新潟市自治基本条例原案